

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十七条第一項第三号及び第六十五条第二項並びに水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年 月 日

農林水産大臣 吉川 貴盛

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

(提出書類の經由機関)

第三条 (略)

2 第三章及び第四章の規定により鯨体処理場に関し農林水産大臣に提出する書類は、当該鯨体処理場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

(船舶適格条件)

第六条 船舶について法第五十七条第一項第三号の農林水産大臣の定める条件は、農林水産大臣が別に定めて告示する漁船の設備基準に適合する船舶であること及び次の各号に掲げる指定漁業ごとに当該各号に定めるものとする。

- 一・二 (略)
- (削る。)

三| 母船式捕鯨業 母船が総トン数五千トン以上の船舶であつて鯨体処理設備を有するものであること。

四| (略)

(船長等の乗組み禁止命令)

第二十条 農林水産大臣は、指定漁業者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの法令の規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該指定漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者、操業を指揮する者又は大型捕鯨業、小型捕鯨業若しくは母船式捕鯨業における砲手若しくは砲手の職務を行う者に対し

(提出書類の經由機関)

第三条 (略)

2 第四章の規定により鯨体処理場に関し農林水産大臣に提出する書類は、当該鯨体処理場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

(船舶適格条件)

第六条 船舶について法第五十七条第一項第三号の農林水産大臣の定める条件は、農林水産大臣が別に定めて告示する漁船の設備基準に適合する船舶であること及び次の各号に掲げる指定漁業ごとに当該各号に定めるものとする。

- 一・二 (略)
- 三| 大型捕鯨業 総トン数百トン以上の船舶であつて方向探知機を有するものであること。

四| 母船式捕鯨業 母船にあつては総トン数一万トン以上の船舶であつて鯨体処理設備及び製油設備並びに方向探知機及びビレーダーを有するものであり、独航船にあつては総トン数三百トン以上の船舶であつて方向探知機及びビレーダーを有するものであること。

五| (略)

(船長等の乗組み禁止命令)

第二十条 農林水産大臣は、指定漁業者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの法令の規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該指定漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行なう者、操業を指揮する者又は大型捕鯨業若しくは母船式捕鯨業における砲手若しくは砲手の職務を行なう者に対し、当該

し、当該指定漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することがある。

2・3 (略)

(捕獲頭数の制限)

第三十四条 農林水産大臣は、毎年、次に掲げる事項を勘案して、鯨種別及び水域別に、大型捕鯨業の許可を受けた者（以下「大型捕鯨業者」という。）が捕獲することができるひげ鯨（ミンク鯨を除く。以下この条において同じ。）及びまつこう鯨の年間の捕獲頭数の上限を定めるものとする。

- 一 ひげ鯨及びまつこう鯨の資源の状況
- 二 全ての大型捕鯨業者の操業状況

2 農林水産大臣は、当該年において全ての大型捕鯨業者が捕獲した鯨種別及び水域別のひげ鯨及びまつこう鯨の頭数が前項の規定により農林水産大臣が定めた捕獲頭数の上限に達したときは、直ちに、全ての大型捕鯨業者に対し、その旨並びに当該鯨種別及び水域別のひげ鯨及びまつこう鯨の捕獲を禁止する期間を通知するものとする。

3 大型捕鯨業者は、前項の規定による通知を受けたときは、同項の期間内は、当該鯨種別及び水域別のひげ鯨及びまつこう鯨を捕獲してはならない。

(捕獲の制限)

第三十五条 大型捕鯨業者は、乳飲み稚鯨及び稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

指定漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することがある。

2・3 (略)

(操業期間の制限)

第三十四条 大型捕鯨業の許可を受けた者（以下「大型捕鯨業者」という。）は、次の各号に掲げる期間の範囲内において農林水産大臣が別に定めて告示する期間内であれば、ひげ鯨又はまつこう鯨を捕獲してはならない。

- 一 ひげ鯨にあつては、毎年の継続する六月間
- 二 まつこう鯨にあつては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの継続する八月間

2 前項の告示は、その施行期日を定め、その期日の二週間前までに官報に掲載してする。ただし、政府間の取決めの実施のため緊急を要する場合には、この限りでない。

(捕獲の制限)

第三十五条 大型捕鯨業者は、次に掲げる鯨を（第九号に掲げる鯨にあつては、毎年三月一日から六月三十日までの期間内は）捕獲してはならない。

- 一 乳飲み稚鯨又は稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨
- 二 こく鯨又はせみ鯨（北極鯨を含む。）
- 三 白ながす鯨
- 四 ざとう鯨
- 五 ながす鯨

第三十六条 削除

(鯨体処理場の使用の許可等)

第三十七条 大型捕鯨業者は、当該大型捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、その使用する鯨体処理場について農林水産大臣の許可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 (略)

3 大型捕鯨業者は、第一項の許可を受けた鯨体処理場以外の場所において、捕獲した鯨を処理してはならない。

4 (略)

(捕獲鯨の表示及び報告)
第三十八条 (略)

六 いわし鯨

七 体長十二・二メートル未満(食料又は飼料に供する場合にあつては、体長十・七メートル未満)のたり鯨

八 体長九・二メートル未満のまつこう鯨

九 北緯四十度の線以南の北太平洋の海域における体長十三・七メートル以上のまつこう鯨

2 前項第七号から第九号までの規定において「体長」とは、鯨の甲板及び鯨体(例外的な場合を除くほか、鯨体背部に沿うものとする。)に平行な上あごの先端(まつこう鯨にあつては、頭の最先端)から尾ひれの岐点までの直線の長さをいう。

(えい航の制限)

第三十六条 大型捕鯨業者は、捕獲した鯨を、大型捕鯨業の許可に係る船舶以外の船舶にえい航させてはならない。ただし、大型捕鯨業の許可に係る船舶が接岸できないため必要な限度において他の船舶にえい航させる場合その他やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(大型鯨体処理場の使用の許可等)

第三十七条 大型捕鯨業者は、当該大型捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、その使用する大型鯨体処理場(第八十三条に規定する大型鯨体処理場をいう。以下この節において同じ。)について農林水産大臣の許可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 (略)

3 大型捕鯨業者は、第一項の許可を受けた大型鯨体処理場以外の場所において、捕獲した鯨を処理してはならない。

4 (略)

(捕獲鯨の表示及び報告)
第三十八条 (略)

2 大型捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該鯨を処理しようとする鯨体処理場の設置の許可を受けた者に報告しなければならない。

一 三 (略)

第三十九条及び第四十条 削除

2 大型捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を無線電信で当該鯨を処理しようとする大型鯨体処理場の設置の許可を受けた者に報告しなければならない。

一 三 (略)

(歩合金の算定)

第三十九条 大型捕鯨業者は、当該漁業に従事する砲手その他の乗組員に対する歩合による報酬の額については、捕獲した鯨の数のほか、その大きさ、種類及び鯨油その他の生産物の数量を参しやうとして、これを定めなければならない。

2 大型捕鯨業者は、大型捕鯨業に従事する砲手その他の乗組員が漁業に関する法令若しくは当該法令に基づく処分に違反して鯨を捕獲したとき又は乳を分泌中の鯨を捕獲したときは、当該許可に係る船舶の乗組員に対しては、当該鯨についての歩合による報酬を支給してはならない。

(報酬計算書等)

第四十条 大型捕鯨業者は、第二十八条の規定により提出する事業成績報告書には、砲手その他の乗組員につき、各人ごとの報酬計算書及びその算出の基準を示した明細書を添えなければならない。

(大口径のもりづつの使用禁止)

第四十一条 小型捕鯨業の許可を受けた者(以下「小型捕鯨業者」という。)は、五十ミリメートルをこえる口径のもりづつを使用してはならない。

(操業期間の制限)

第四十二条 小型捕鯨業者は、毎年の継続する六月間の範囲内において農林水産大臣が別に定めて告示する期間内であれば、ミン

(捕獲頭数の制限)

第四十二条 農林水産大臣は、毎年、次に掲げる事項を勘案して、鯨種別及び水域別に、小型捕鯨業の許可を受けた者(以下「小型

<p>捕鯨業者」という。)が捕獲することができず、歯鯨(まつこウ鯨)を除く。以下この条において同じ。)及びミンク鯨の年間の捕獲頭数の上限を定めるものとする。</p>	<p>ク鯨を捕獲してはならない。</p>
<p>一 歯鯨及びミンク鯨の資源の状況</p>	<p>2 第三十四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。</p>
<p>二 全ての小型捕鯨業者の操業状況</p> <p>2 農林水産大臣は、当該年において全ての小型捕鯨業者が捕獲した鯨種別及び水域別の歯鯨及びミンク鯨の頭数が前項の規定により農林水産大臣が定めた捕獲頭数の上限に達したときは、直ちに、全ての小型捕鯨業者に対し、その旨並びに当該鯨種別及び水域別の歯鯨及びミンク鯨の捕獲を禁止する期間を通知するものとする。</p>	
<p>3 小型捕鯨業者は、前項の規定による通知を受けたときは、同項の期間内は、当該鯨種別及び水域別の歯鯨及びミンク鯨を捕獲してはならない。</p>	
<p>(捕獲の制限)</p> <p>第四十三条 小型捕鯨業者は、乳飲み稚鯨又は稚鯨(乳飲み稚鯨を含む。)を伴う雌鯨を捕獲してはならない。</p>	<p>(捕獲の制限)</p> <p>第四十三条 小型捕鯨業者は、乳飲み稚鯨又は稚鯨(乳飲み稚鯨を含む。)を伴う雌鯨を捕獲してはならない。</p>
<p>(鯨体処理場の使用の許可等)</p> <p>第四十四条 小型捕鯨業者は、当該小型捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、その使用する鯨体処理場について農林水産大臣の許可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p>	<p>(鯨体処理場の使用の許可等)</p> <p>第四十四条 小型捕鯨業者は、当該小型捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、その使用する鯨体処理場(第八十三条に規定する鯨体処理場をいう。以下この条において同じ。)について農林水産大臣の許可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p>
<p>2 小型捕鯨業者は、鯨を捕獲した船舶に係る鯨体処理場で前項の許可を受けたもの以外の場所に、当該鯨を陸揚げしてはならない。</p>	<p>2 小型捕鯨業者は、鯨を捕獲した船舶に係る鯨体処理場で前項の許可を受けたもの以外の場所に、当該鯨を陸揚げしてはならない。ただし、当該鯨がミンク鯨であり、かつ、当該船舶内においてこれを製品とした場合は、この限りでない。</p>
<p>3 小型捕鯨業者は、第一項の許可を受けた鯨体処理場以外の場所において、捕獲した鯨を処理してはならない。</p>	<p>3 小型捕鯨業者は、捕獲した鯨を、第一項の許可を受けた鯨体処理場(ミンク鯨にあつては、当該鯨体処理場及び当該鯨を捕獲し</p>

4 第一項の許可は、当該許可に係る船舶についての小型捕鯨業の許可が効力を失ったときは、その効力を失う。

(捕獲鯨の表示及び報告)

第四十五条 小型捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、そのつど当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

2 小型捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該鯨を処理しようとする鯨体処理場の設置の許可を受けた者に報告しなければならない。

- 一 捕獲の日時及び位置
- 二 鯨の種類
- 三 尾羽に表示した番号

(捕獲頭数の制限)

第四十六条 農林水産大臣は、毎年、次に掲げる事項を勘案して、鯨種別及び水域別に、母船式捕鯨業の許可を受けた者(以下「母船式捕鯨業者」という。)が捕獲することができる鯨の年間の捕獲頭数の上限を定めるものとする。

- 一 鯨の資源の状況

た船舶)以外の場所において、処理してはならない。

4 第十八条の規定は捕獲された小型捕鯨業の漁獲物(ミンク鯨に限る。)の製品の陸揚港の制限について、第三十七条第四項の規定は小型捕鯨業者に係る鯨体処理場の使用の許可について準用する。この場合において、第十八条第一項中「指定漁業者(大中型まき網漁業、大型捕鯨業、小型捕鯨業、北太平洋さんま漁業又はいか釣り漁業の許可を受けた者を除く。以下この条において同じ。)」とあるのは「小型捕鯨業者」と、同条第二項中「指定漁業者」とあるのは「小型捕鯨業者」と、「前項」とあるのは「第四十四条第四項において準用する前項」と、第三十七条第四項中「大型捕鯨業」とあるのは「小型捕鯨業」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第四十五条 第三十六条、第三十九条及び第四十条の規定は、小型捕鯨業に準用する。

(操業禁止区域)

第四十六条 母船式捕鯨業の許可を受けた者(以下「母船式捕鯨業者」という。)は、北緯二十度の線、東経百十八度の線、北緯四十五度の線及び東経百五十九度の線により囲まれた太平洋の海域においては、当該漁業を営んではならない。

二 全ての母船式捕鯨業者の操業状況

2 農林水産大臣は、当該年において全ての母船式捕鯨業者が捕獲した鯨種別及び水域別の鯨の頭数が前項の規定により農林水産大臣が定めた捕獲頭数の上限に達したときは、直ちに、全ての母船式捕鯨業者に対し、その旨並びに当該鯨種別及び水域別の鯨の捕獲を禁止する期間を通知するものとする。

3 母船式捕鯨業者は、前項の規定による通知を受けたときは、同項の期間内は、当該鯨種別及び水域別の鯨を捕獲してはならない。

(捕獲の制限)

第四十七条 母船式捕鯨業者は、乳飲み稚鯨及び稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

(捕獲の制限)

第四十七条 母船式捕鯨業者は、次に掲げる鯨を（第八号に掲げる鯨にあつては毎年十月一日から翌年一月三十一日までの期間内、第九号に掲げる鯨にあつては毎年三月一日から六月三十日までの期間内は）捕獲してはならない。

一 乳飲み稚鯨又は稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨

二 小く鯨又はせみ鯨（北極鯨を含む。）

三 白ながす鯨

四 ながす鯨

五 体長十二・二メートル未満のいわし鯨又はにたり鯨

六 ざとう鯨

七 体長九・二メートル未満のまつこう鯨

八 南緯四十度の線以北の南半球の海域における体長十三・七メートル以上のまつこう鯨

九 北緯四十度の線以南の北太平洋の海域における体長十三・七メートル以上のまつこう鯨

2 第三十五条第二項の規定は、前項第五号及び第七号から第九号までの体長について準用する。

3 母船式捕鯨業者は、赤道以北の太平洋の海域においてはいわし鯨を、南半球の海域においてはにたり鯨を捕獲してはならない。

第四十八条及び第四十九条 削除

第四十八条 母船式捕鯨業者は、南緯四十度の線以南の海域においては、毎年十二月十二日から翌年四月七日までの期間（当該期間内に、国際捕鯨統計局から国際捕鯨取締条約附表の規定による捕獲の最終日についての通告があつた場合には、その最終日までの期間）内でなければ、ひげ鯨（ミンク鯨を除く。）を捕獲してはならない。

（母船使用の禁止）

第四十九条 母船式捕鯨業者は、南緯四十度の線以南の海域においてひげ鯨（ミンク鯨を除く。）を処理するために使用した母船を、前条に規定する漁期終了の日から一年間は、同一の目的で他の海域（赤道以北の太平洋の海域を除く。）において使用してはならない。

（捕獲鯨の表示及び報告）

第五十条 （略）
2 母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を無線電信で当該独航船の属する船団の管理人に報告しなければならない。
一 三 （略）

第五十一条 （略）

2 第三十五条第二項の規定は、前項第二号及び第五号の体長について準用する。

（鯨体の完全利用）

第五十二条 母船式捕鯨業者は、その捕獲した鯨のすべての部分を、しや沸その他の方法で加工しなければならない。ただし、内臓、ひげ及び胸びれ、まつこう鯨の肉又は食料若しくは飼料に供す

（捕獲鯨の表示及び報告）

第五十条 （略）
2 母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該独航船の属する船団の管理人に報告しなければならない。
一 三 （略）

第五十一条 （略）

2 前項第二号及び第五号の規定において「体長」とは、鯨の甲板及び鯨体（例外的な場合を除くほか、鯨体背部に沿うものとする。）に平行な上あごの先端（まつこう鯨にあつては、頭の最先端）から尾ひれの岐点までの直線の長さをいう。

第五十二条から第五十五条まで 削除

る鯨の部分については、この限りでない。

(管理人の措置)

第五十三条 母船式捕鯨業の管理人は、鯨を捕獲した時から三十三時間以内に母船の甲板上に引き上げることが出来る限度をこえて鯨を捕獲させないために、当該船団に属する独航船の船長又は砲手に対し捕獲を停止すべき旨の指示をする等必要な措置を講じなければならぬ。

(航空機とう載の許可)

第五十四条 母船式捕鯨業者は、航空機をとう載する船舶を当該漁業に使用する場合には、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

(準用規定)

第五十五条 第三十九条及び第四十条の規定は、母船式捕鯨業に準用する。

(鯨体処理場)

第八十三条 (略)

2 鯨体処理場は、大型鯨体処理場及び小型鯨体処理場とする。

3 大型鯨体処理場は、すべての鯨の処理に使用する処理場とし、小型鯨体処理場は、ミンク鯨又は歯鯨(まっこう鯨を除く。)の

(鯨体処理場)

第八十三条 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出して、同項の許可を申請しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

二 鯨体処理場の名称

三 鯨体処理場の設置場所

四 第三十八条第二項及び第四十五条第二項の規定による報告を受ける連絡先

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第一項の許可を受けようとする者が個人である場合 次に掲

げる書類

イ 住民票の写し

ロ 略歴

ハ 鯨体処理場の建物図面

ニ 鯨体処理場の仕様書

ホ 設置場所及びその付近の図面

二 第一項の許可を受けようとする者が法人である場合 次に掲

げる書類

イ 定款

ロ 登記事項証明書

ハ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

ニ 前号ハからホまでに定める書類

(削る。)

(鯨体処理場の条件)

第八十四条 鯨体処理場は、次に掲げる条件をみたすものでなければならぬ。

(削る。)

一 水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれがないこと。

二 第三十八条第二項及び第四十五条第二項の規定による報告を受けるために必要な体制を有すること。

(鯨体処理状況の記載)

第八十七条 鯨体処理場設置者は、第三十八条第二項又は第四十五条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告

処理に使用する処理場とする。

4 小型鯨体処理場は、ひげ鯨(ミンク鯨を除く。)又はまつこう鯨の処理に使用してはならない。

5 第一項の許可を受けようとする者は、申請書に設計図、設計説明書並びに当該申請が鯨体処理場の設置に係る場合には設置場所及びその付近の図面を添えなければならない。

(鯨体処理場の条件)

第八十四条 鯨体処理場は、次に掲げる条件をみたすものでなければならぬ。

一 鯨を完全に利用できる設備を有すること。

二 水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれがないこと。

(新設)

(鯨体処理状況の記載)

第八十七条 大型鯨体処理場の設置の許可を受けた者は、第三十八条第二項の規定による報告を受けたときは、すみやかに、当該報

に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明のつどこれに併記しなければならない。

一、六 (略)

2 第五十一条第二項の規定は、前項第二号及び第五号の体長について準用する。

(鯨体処理状況報告書の提出)

第八十八条 鯨体処理場設置者は、農林水産大臣が別に定めて告示する様式による毎年の鯨体処理状況報告書を、翌年の一月三十一日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

(鯨体処理場の廃止の届出)

第八十九条 鯨体処理場設置者は、鯨体処理場を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る鯨体処理場の設置の許可は効力を失う。

(許可を仮装した船舶の立入禁止)

第九十四条 (略)

2 前項の規定による告示は、その施行期日を定め、その期日の二週間前までに官報に掲載してするものとする。ただし、政府間の取決めの実施のため緊急を要する場合は、この限りでない。

(無許可船舶におけるさけ又はますをとる漁具の所持の禁止)

第九十五条 (略)

告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明のつどこれに併記しなければならない。

一、六 (略)

2 第三十五条第二項の規定は、前項第二号及び第五号の体長について準用する。

(鯨体処理状況報告書の提出)

第八十八条 大型捕鯨業者、小型捕鯨業者又は鯨体処理場設置者は、農林水産大臣が別に定めて告示する様式による毎年の鯨体処理状況報告書(第三十四条第一項の規定により告示されたまっこう鯨の操業期間が翌年に継続するものであるときは、当該翌年の期間に係るまっこう鯨の処理状況を併せ記載したもの)を、同項の規定により告示されたひげ鯨及びまっこう鯨の操業期間のうちいずれか終期の遅いものの終了後三十日以内に農林水産大臣に提出しなければならない。

(鯨体の完全利用)

第八十九条 大型捕鯨業者、小型捕鯨業者又は鯨体処理場設置者は、大型捕鯨業又は小型捕鯨業により捕獲した鯨のすべての部分を、しや沸その他の方法で加工しなければならない。ただし、内臓、ひげ及び胸びれ又は食料若しくは飼料に供する鯨の部分については、この限りでない。

(許可を仮装した船舶の立入禁止)

第九十四条 (略)

2 第三十四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(無許可船舶におけるさけ又はますをとる漁具の所持の禁止)

第九十五条 (略)

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(さけ又はますの所持等の禁止)

第九十六条 (略)

2 第九十四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(罰則)

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条、第十八条第一項、第二十七条、第二十九条(第三十条において準用する場合を含む。)、第三十四条第三項、第三十五条、第三十七条第二項、第四十二条第三項、第四十三条、第四十四条第二項、第四十六条第三項、第四十七条、第五十七条第五項、第五十九条、第六十条、第六十五条、第六十八条、第七十条、第七十一条第三項、第七十二条、第七十五条、第七十九条、第八十条、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第九十一条、第九十一条の二から第九十一条の四まで、第九十二条、第九十七条、第九十九条又は第百三条の規定に違反した者

二 (略)

2 (略)

第百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の二第一項、第三十一条の七、第三十七条第一項若しくは第三項、第四十四条第一項若しくは第三項、第五十六条の二(第六十二条において準用する場合を含む。)、第六十条の二(第六十二条において準用する場合を含む。)、第六十六条の三、第八十一条第三項(第九十条第四項において準

2 第三十四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(さけ又はますの所持等の禁止)

第九十六条 (略)

2 第三十四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(罰則)

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条、第十八条第一項(第四十四条第四項において準用する場合を含む。)、第二十七条、第二十九条(第三十条において準用する場合を含む。)、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条(第四十五条において準用する場合を含む。)、第三十七条第二項、第四十二条第一項、第四十三条、第四十四条第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条、第五十七条第五項、第五十九条、第六十条、第六十五条、第六十八条、第七十条、第七十一条第三項、第七十二条、第七十五条、第七十九条、第八十条、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第九十一条、第九十一条の二から第九十一条の四まで、第九十二条、第九十七条、第九十九条又は第百三条の規定に違反した者

二 (略)

2 (略)

第百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の二第一項、第三十一条の七、第三十七条第一項若しくは第三項、第四十一条、第四十四条第一項若しくは第三項、第五十二条、第五十三条、第五十六条の二(第六十二条において準用する場合を含む。)、第六十条の二(第六十二条において準用する場合を含む。)、第六十六条の三、第八十

用する場合を含む。）、第九十四条第一項、第九十五条第一項又は第九十六条第一項の規定に違反した者

二 (略)

第百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条、第十六条第一項若しくは第二項、第二十六条、第三十条の二、第三十一条の三(第六十条の三及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項、第四十五条第一項、第五十条第一項、第五十六条第一項、第五十八条、第六十一条第一項、第六十三条第一項、第六十四条、第六十九条第一項又は第六十九条の二の規定に違反した者

二 (略)

別表第二(第十七条関係)

指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
(略)	(略)
大中型まき網漁業	(略)
大型捕鯨業	沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における大型捕鯨業の操業は、禁止する。
小型捕鯨業	沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における小型捕鯨業の操業は、禁止する。

一条第三項(第九十条第四項において準用する場合を含む。)、第八十三条第四項、第八十九条、第九十四条第一項、第九十五条第一項又は第九十六条第一項の規定に違反した者

二 (略)

第百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条、第十六条第一項若しくは第二項、第二十六条、第三十条の二、第三十一条の三(第六十条の三及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項、第五十条第一項、第五十四条、第五十六条第一項、第五十八条、第六十一条第一項、第六十三条第一項、第六十四条、第六十九条第一項又は第六十九条の二の規定に違反した者

二 (略)

別表第二(第十七条関係)

指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
(略)	(略)
大中型まき網漁業	(略)
(新設)	(新設)
小型捕鯨業	一 沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における小型捕鯨業の操業は、禁止する。

業	母船式捕鯨
業	<p>沖合及び網漁業の項第一号イに掲げる海域における母船式捕鯨業の操業は、禁止する。</p>
業	母船式捕鯨
業	<p>二 小型捕鯨業による歯鯨（まつこウ鯨を除く。）の採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p> <p>一 アメリカ合衆国の最大低潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域における母船式捕鯨業の操業は、禁止する。</p> <p>二 前号の規定は、次に掲げる海域において行う回転又は積込み（へ）に掲げる海域において行うものにあつては毎年一月一日から十月十四日まで、トに掲げる海域において行うものにあつては毎年十月十五日から十二月三十一日まで、リに掲げる海域において行うものにあつては毎年十一月一日から翌年四月三十日までの期間内において行うものに限る。）には、適用しない。</p> <p>イ セント・マシュー島の最大低潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域のうち、西経百七十二度四十六分の線以東、西経百七十二度二十九分の線以西の同島の北側の海域並びに西経百七十二度三十五分の線以東、西経百七十二度十七分の線以西及び西経百七十三度四分の線以東、西経百七十二度五十四分の線以西の同島の南側の海域</p> <p>ロ セント・ジョージ島の最大低潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域</p> <p>ハ ウムナク島の最大低潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域のうち、西経百六十八度四十分の線以東、西経百六十八度二十五分の線以西の同島の北側の海域及び西経百六十九度の線以東、西経百六十八度五十分の線以西の同島の北側の海域並びに西経百六十八度三十分の線以東、</p>

西経百六十八度十五分の線以西の同島の南側の海域

ニ| ウナラスカ島の最大低潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域のうち、西経百六十七度三十分の線以东、西経百六十七度十五分の線以西の同島の北側の海域及び西経百六十七度四十分の線以东、西経百六十七度十八分の線以西の同島の南側の海域

ホ| 北緯五十四度二十六分の線以北、北緯五十四度三十六分の線以南、西経百六十三度の線以东、西経百六十二度四十分の線以西のサナク島の西側の海域

ヘ| 北緯五十八度二十五分の線以北、北緯五十八度三十五分の線以南、西経百五十二度二分の線以东、西経百五十一度五十二分の線以西のアフオグナク島トンキ岬の北側の海域

ト| カヤク島の最大低潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域のうち、北緯五十九度四十八分の線以北、北緯五十九度五十六分の線以南、西経百四十三度五十三分の線以西の同島の東側の海域及び北緯五十九度五十二分の線以北、北緯六十度七分の線以南、西経百四十五度の線以东の同島の西側の海域

チ| フォレスター島の最大低潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域のうち、北緯五十四度四十分の線以北、北緯五十四度五十四分の線以南、西経百三十三度十六分の線以西の同島の東側及び西側の海域

リ| デストラクシヨン島の最大低潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域のうち、北緯四十七度三十六分の線以北、北緯四十七度四十五分の線

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	以南の同島の西側の海域

附 則

第一条 この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。ただし、附則第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十三条第一項の許可を受けている者は、この省令の施行の日から三月を経過する日までの間に、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「新省令」という。）第八十三条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び同条第三項各号に定める書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する者が同項に規定する期間内に同項に規定する書面及び書類を提出しなかった場合は、当該許可はその効力を失う。

(準備行為)

第三条 この省令の施行の日以降に営もうとする鯨をとる漁業に係る漁業法第五十二条第一項の許可に関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても、新省令の規定の例により行うことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(漁業手数料規則の一部改正)

第五条 漁業手数料規則(昭和二十五年農林省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「省令第三十七条第一項の規定による大型鯨体処理場の使用又はその変更の許可の申請」及び「省令第五十四条の規定による航空機を搭載する船舶の使用の許可の申請」を削り、同項第三号中「小型鯨体処理場にあつては」及び「大型鯨体処理場にあつては、一件につき 三千七百五十円」を削る。

(輸出水産業の振興に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 輸出水産業の振興に関する法律施行規則(昭和二十九年農林省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「小型鯨体処理場」を「鯨体処理場」に改める。